

農業に付帯する事業の課税・非課税判定表及び 所得金額計算書記載の手引き

令和 5 年 4 月
宮 崎 県

1 特定の農事組合法人の事業税について

地方税法第72条の4第3項の規定により、特定の農事組合法人が行う農業に対しては事業税が非課税とされているため、法人税の課税標準である所得金額とは異なった金額を課税標準とすることとなります。

したがって、本県では「農業に付帯する事業の課税・非課税判定表及び所得金額計算書」(以下「判定表及び計算書」といいます。)により課税標準となる所得金額の算定を行った上で、事業税の申告をしていただくこととしています。

2 判定表及び計算書の提出について

判定表及び計算書は、地方税法第72条の4第3項に該当し、宮崎県に主たる事務所又は事業所を有する農事組合法人が、法人の事業税の確定申告及びこれに係る修正申告書を宮崎県に提出する場合には、必ず添付してください。

また、法人税において更正を受け、宮崎県が更正をする必要がある場合にも提出をお願いすることがあります。

3 その他の添付資料

申告書には、判定表及び計算書、地方税法施行規則第5条に定める様式とともに、次の書類の添付をお願いします。

- ・別紙1「非課税要件適格申告書」
- ・決算書(貸借対照表及び損益計算書)
- ・法人税申告書別表4
- ・その他参考となる資料(雑収入の内訳等)

4 御不明な点は、各県税・総務事務所にお問い合わせください。

事務所名	郵便番号	住所	電話番号
宮崎県税・総務事務所課税第一課課税第一担当	880-0805	宮崎市橘通東1-9-10	0985-26-7274
日南県税・総務事務所課税課税課税担当	887-0031	日南市戸高1-12-1	0987-23-7136
都城県税・総務事務所課税課税課税第二担当	885-0024	都城市北原町24-21	0986-23-4516
小林県税・総務事務所課税課税課税担当	886-0004	小林市細野367-2	0984-23-3194
高鍋県税・総務事務所課税課税課税担当	884-0002	高鍋町大字北高鍋3870-1	0983-23-0213
日向県税・総務事務所課税課税課税担当	883-0046	日向市中町2-14	0982-52-4147
延岡県税・総務事務所課税課税課税第二担当	882-0872	延岡市愛宕町2-15	0982-35-1811

《農業に付帯する事業の課税・非課税判定表》記載の手引き

《農業に付帯する事業の課税・非課税判定表》(上段部分)は下記を参考に記載してください。

<p>総収入金額</p>	<p>総収入金額とは、当該事業年度において収入すべき一切の金額（収入する権利の確定した金額）をいいます。ただし、次に掲げるものは総収入金額に含みません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額 (2) 土地等の譲渡に係る収入金額 (3) 従業員の社宅、寮等の使用料収入及び給食収入等 (4) 国又は地方公共団体等からの補助金等の収入のうち、固定資産の取得又は改良を目的とするもの (5) 収入金額に計上した国税又は地方税にかかる還付金等又は充当金（還付加算金を除く） (6) 償却資産等の売却収入のうち前事業年度以前の減価償却費の計上が過大であったことにより売却益が発生しているもの (7) 購入たな卸資産に係る仕入割戻し（リベート）及び仕入割引の金額等仕入金額の値引きとみなされる収入金額
<p>耕種農業の収入金額</p>	<p>「耕種農業の収入金額」欄には、日本標準産業分類の〔大分類A－農業、林業〕のうち〔011耕種農業〕及び〔0126養蚕農業〕に該当する事業に係る収入金額を記載してください。具体的には、次のようなものが含まれます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 耕種（米、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物及び桑の栽培等をいう。）による収入金額 (2) 稲藁などの副産物、作業くずを自己で製造・加工することなく譲渡する場合の収入金額 (3) 耕種の事業に直接関連して交付される公共団体等からの補助金及び助成金 (4) 農産物の減収補てんを目的として支払を受ける農業共済金
<p>農業に付帯する事業の収入金額</p>	<p>「農業に付帯する事業の収入金額」欄には、次のようなものが含まれます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 穀物の脱穀、調整又は植付け、農耕、刈入れ、草刈り、害虫駆除、雑草除去など農作業の請負にかかる収入金額 (2) 自己の設置する共同選果、選別場又は調製施設、貯蔵施設を組合員以外の者が利用する場合の手数料や利用料等 (3) 稲藁などの副産物、作業くずを自己で製造・加工し譲渡する場合の収入金額 (4) 主として自己の栽培した農産物を原材料に使用して行う物品の製造・加工（当該農産物の出荷に通常必要な最低限の加工を除く。）による収入金額 (5) 農業に付帯する事業に対して交付される公共団体等からの補助金及び助成金 (6) その他自己の所有する農機具の余剰稼働力の利用等と認められるものに係る収入金額
<p>その他の収入金額</p>	<p>総収入金額のうち、耕種農業又は養蚕農業の収入金額及び農業に付帯する事業の収入金額を除く収入金額を記載してください。</p>
<p>区分できない収入金額</p>	<p>各事業に共通する収入金額で、各事業ごとの区分が困難なものについては、区分が明瞭なそれぞれの事業ごとの収入金額で按分したものをそれぞれの収入金額に記載してください。</p>

《所得金額計算書》記載の手引き

《所得金額計算書》(下段部分)は下記を参考に記載してください。

総所得金額⑨	<p>「所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)」(以下「第6号様式別表5」といいます。)の「再仮計」欄の金額を記載してください。</p> <p>なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額に△を付して記載してください。</p>	
土地等の譲渡益(損)⑩	<p>総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計上した「土地譲渡益等」がある場合は、次式により「土地等の譲渡益(損)⑩」の金額を算定してください。</p> <p>土地等の譲渡益(損)⑩＝譲渡収入－取得費及び譲渡に要した経費</p>	
課税標準の算定の基礎となる所得金額⑪	<p>総所得金額⑨から土地等の譲渡益(損)⑩を控除して、あん分の基礎となる所得金額⑪を算出します。</p>	
所得金額の計算の基礎となる収入金額	非課税事業に係る収入金額⑫	<p>《農業に付帯する事業の課税・非課税判定表》(以下「判定表」といいます。)の「課税・非課税の判定」欄で⑦にチェックされている場合は判定表の①の金額を、⑧にチェックされている場合は判定表の①+②の金額を記載してください。</p>
	総収入金額⑬	<p>判定表の④の欄の金額を記載してください。</p>
非課税分の所得金額⑭	<p>次式により計算してください。</p> <p>$⑭ = ⑪ \times ⑫ \div ⑬$</p> <p>なお、この欄に記載すべき金額に1円未満の端数がある場合はこれを切り上げ(欠損金額の場合は切り捨て)てください。</p> <p>また、算定した⑭欄の金額は、第6号様式別表5の「農事組合法人の農業に係る所得」に転記してください。</p>	
当期分の課税所得金額⑮	<p>次式により計算してください。</p> <p>$⑮ = ⑪ - ⑭$</p>	
繰越欠損金又は災害欠損金の当期繰越控除額⑯	<p>前10年以内の繰越欠損金又は災害欠損金(平成30年3月31以前に終了した事業年度分に生じた欠損金については前9年以内)の当期控除額を記載してください(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の当期控除額を含みます)。</p> <p>なお、繰越控除が認められる金額は、課税事業について生じた欠損金額に限られます。</p>	
課税標準となる所得金額⑰	<p>次式により計算してください。</p> <p>$⑰ = ⑮ - ⑯$</p> <p>なお、算定した金額は第6号様式別表5の「所得金額再差引計」に転記してください。</p>	